



子育て

子育て短期支援事業のご案内

問 伊奈庁舎こども福祉課 ☎ 58・2111 (4206)

保護者が疾病などの事由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童福祉施設でお預かりします。

▼対象となる児童Ⅱ市内に居住する18歳未満の児童で、当該児童の保護者が次の各号のいずれかの事由に該当するものとする。

- ① 疾病などの健康上の事由
- ② 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、または育児不安などの身体上もしくは精神上の事由
- ③ 出産・看護・事故・災害・失踪などの家庭養育上の事由
- ④ 冠婚葬祭・転勤・出張・学校などの公的行事への参加などの社会的な事由
- ⑤ 経済的な問題などにより、緊急または一時的に児童の養育などが必要とする場合

- ▼利用施設
- 社会福祉法人茨城県道心（土浦市並木3・18・5）
- 社会福祉法人窓愛園（土浦市殿里20）
- 社会福祉法人同仁会（つくば市高崎802・1）

▼利用期間
原則1回の利用につき7日以

内。施設に空きがない場合は利用できないこともあります。

▼利用料Ⅱ児童1人につき1日あたりの金額

- 生活保護世帯：無料
- 非課税世帯・父子家庭世帯・母子家庭世帯および養育者世帯

…2歳未満の児童は11000円
／2歳以上の児童は10000円
○そのほかの世帯…2歳未満の児童は53500円／2歳以上の児童は27500円

▼申請に必要なものⅡ子育て短期支援事業利用申請書（こども福祉課の窓口にあります）
○非課税世帯は「非課税証明書」の添付・印鑑

こんにちにはー！ 地域包括支援センターです！

問 地域包括支援センター（伊奈庁舎内） ☎ 57・0203

地域包括支援センターでは毎年、地区担当民生委員・主任児童委員の方々と「情報交換会」と題して、話し合いを重ねています。地区ごとに昨年度は9回開催しました。

- 【28年度に出された内容】
- 訪問を拒否されている方に対しての対応について
- 訪問時のアクシデントと対応について
- 消費者被害に遭いそうになり、未然に防げたケースについて
- みらい教室の具体的な内容についてなど



情報交換会の様子

市民主体の地域づくりを推進するため、市民が自主的に取り組む活動を支援する「平成29年度市ふれあいコミュニティ補助事業」を募集します。



お知らせ

ふれあいコミュニティ補助事業を募集します

問 谷和原庁舎市民サポート課 ☎ 58・2111 (内線3202)

▼制度概要Ⅱ市内で、自主的に地域の絆を深めようとする活動や、市民相互の助け合いが増進する活動などの事業を行うおとする「団体（コミュニティ）」に、市がその事業費の一部を助成するものです。

▼補助対象事業Ⅱ市民主体の地域づくりやコミュニティ活性化を推進するため、市内で行われるもので、平成30年3月31日(出)までに完了する事業

【例】福祉活動、環境美化活動、防災・防犯活動、文化活動など
※市やほかの団体などから補助を受けている事業、毎年恒例のお祭りなど、一過性の事業、前年度以前からすでに同じ事業（活動）が行われているものは除きます。

▼補助対象団体

- 市内に在住、在勤または在学する方で構成される団体
- 市内に活動拠点がある団体
- 規約などがあり、適切な会計

事務が行える団体

○ 政治、宗教、営利活動を目的としない団体

▼補助額Ⅱ補助対象経費の2分の1以内で、10万円を限度とし、1事業につき継続して3回までとなります。なお、継続希望の場合は、次年度以降も申請手続きが必要です。

※1団体、1事業のみ

▼手続きⅡ申請書類（申請書、事業計画書、収支予算書、団体の規約など、会員名簿など）を直接、市民サポート課（市役所谷和原庁舎1階）へ提出

※募集要領および申請書類などは、市民サポート課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

▼募集期間Ⅱ募集は随時受け付けていますが、毎月第3水曜日に審査を行います。そのため、その月に審査する事業については、毎月第2水曜日まで受け付けを締め切ります。